

エスペランサ通信

08
2026

熱中症がもっとも心配な季節を迎えます。皆様、くれぐれもお気をつけください。
掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽にエスペランサまでお問い合わせください。



Special × feature

- ◆税務署提出用の書類 書面の様式が順次改訂へ
- ◆金融所得に係る税と医療保険 ミニマムタックスと保険料等の改正
- ◆医療費の自己負担はどうなる？ 高額療養費制度の見直し
- ◆副業・兼業人材、スポットワーク人材の活用

岡崎オフィス：岡崎市柱西二丁目10番地9

名古屋オフィス&相続ラウンジ：名古屋市中村区名駅三丁目25番9号 堀内ビル2階

刈谷オフィス：刈谷市中山町二丁目37番地1

東三河オフィス：豊川市御津町広石神子田22番地11

税務署提出用の書類 書面の様式が順次改訂へ

2026年9月24日に予定されている国税庁の新基幹システム「KSK2」への移行に伴い、書面で提出する申告書や届出書、法定調書、納付書など、多くの税務書類の様式が順次見直されます。

様式の改訂

KSK2の導入にあたり、書類のデータ化を効率的に行う技術（AI-OCR）が取り入れられ、これに対応するため、税務署提出用の税務書類について、一部書面の様式が見直されます。具体的には、様式により文字ごとの区切り枠が外れ、下図のような要素が追加されます。

用紙サイズも変更

税務署に書面で提出する法定調書（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、各種支払調書など）については、用紙サイズが変

更されます。

また、税務署窓口配付用の所得税徴収高計算書（納付書）については、これまでのA4三つ折りサイズ程度の複写式から、A4サイズの単票式へ変更されます。ただし、年末調整時期に税務署から送付される納付書は、引き続き複写式の様式となる予定です。

今後の予定

新様式は順次公表され、受付が開始されます。様式によって、公表や受付開始の時期が異なります。ご注意ください。

【改訂後の「年分の所得税及び復興特別所得税の申告書（令和七年分以降用）」（一部抜粋・ドラフト版）】

識別コードの追加（青枠部分）		様式IDの追加		様式ID	NTA1K0A020010230		★	
L01 令和		年分の所得税及び復興特別所得税の		G01	申告書		二次元コードの追加	
右の余白部に以下の申告の種類を記載し、この欄に該当番号を記載してください。 1. 確定 2. 修正 3. 準確定 4. 準確定の修正		年 月 日 提出		提出先	F01	税務署長	生年 月 日	元号 年 月 日
納税地	区分	K05	郵便番号	F05	個人番号	F02	K01	
上記以外の住所	F06	フリガナ		F03	氏名	F04	職業	K02
令和7年1月1日の住所	E01	職業		K02	屋号	K04	振替継続	G02
青色	G03	分離	G04	国出	G05	損失	G06	修正
修正	G07	特異	G08	電話	F07	—		—
事業	営業等	G09	⑦	G28	課税される所得金額	⑪	G65	0 0 0
農業	G10	⑧	G29	⑨	上の⑪に対する税額又は第三表の94	⑫	G66	
不動産	G11	G12	⑩	G30	配当控除	⑬	G67	
配当	給与	G13	⑪	G31	住宅控除	G23	G24	⑭
公的年金等	⑫	G32	⑬	G33	政党等寄附金等特別控除	⑮～⑯	G70	0 0

画像出典：国税庁e-Tax「帳票レイアウト設計書（令和8年5月18日更新）」一部編集 ※ドラフト版のため、内容は変更となる場合があります。

参考：国税庁「国税システムの更改について」、e-Tax「国税システムの更改」他

金融所得に係る税と医療保険 ミニマムタックスと保険料等の改正

金融所得をめぐり税制と医療保険の両面で見直しが進んでいます。今回はミニマムタックスの改正と、75歳以上の保険料や窓口負担割合の判定に金融所得が反映される見直しについて解説します。

ミニマムタックスの改正

ミニマムタックスは、株式や土地建物などの分離課税の所得が多い場合に生じる税負担の不公平を是正するため、個人を対象に導入された制度です。具体的には、次の計算式により算出した税額が通常の所得税額を上回る場合に、その差額を申告納税します。

$$\left(\text{合計所得金額}^{※} - 3.3 \text{ 億円} \right) \times 22.5\%$$

(特別控除額) (税率)

(※)株式の配当などの申告不要制度を適用した所得も含める。ただし、預貯金の利子等の「源泉分離課税」の対象所得や、NISA関連の非課税所得は含めないなどの取扱いがあるため、注意が必要。

令和8年度税制改正により令和9年分から次のように見直されます。これにより、**対象者が拡大し、税負担が増える**ことが予想されます。

	改正前	改正後
特別控除額	3.3億円	1.65億円
税率	22.5%	30%

後期高齢者医療制度の見直し

現行の医療保険制度では、下表赤枠のとおり、確定申告の有無によって取扱いが異なる状況にあり、同じ収入水準でも負担に差が生じるという課題が指摘されてきました。

5月29日に成立した医療保険制度改正法では、まず**後期高齢者医療制度について、確定申告の有無にかかわらず、金融機関等からの法定調書のオンライン提出により金融所得を把握し、保険料や窓口負担割合等に反映する仕組みが導入される**ことになりました。

厚生労働省は公布後2～3年程度でオンライン提出を義務化し、そこから1年8ヶ月程度で反映する想定をしています。

今後、金融所得に対する税と医療保険の常識が変わります。早い段階での状況整理と試算が、有効な対策につながるでしょう。

【現行制度における金融所得と課税及び保険料等への勘案の状況について（課税種別）】

課税種別	口座	主な金融所得	課税	保険料等への勘案	
				国保・後期・介護	被用者
総合課税 【確定申告必須】	一般	・利子:公社債の利子で源泉徴収の規定が適用されないもの(外国預貯金・証券など) ・配当:一般株式等(上場株式等以外の株式等)の配当所得、非上場株式のみなし配当 ※大口株主の配当所得は、源泉徴収されても総合課税の対象	対象	対象	対象外
申告分離課税 【確定申告必須】	一般	・譲渡:上場株式等、一般株式等に係る譲渡所得	対象	対象	
課税方式を選択可能 【申告不要を選択できる※】	一般	・利子:特定公社債の利子、国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等 ・配当:上場株式等の配当等(特定株式投資の収益の分配を含む)、国外投資信託の配当等、上場株式のみなし配当、特定投資法人の投資口の配当、オープン型証券投資信託等、公募投資信託の分配金等(公募公社債投資信託等を含む)等	対象	・申告あり ⇒対象 ・申告なし ⇒対象外	
	特定	・特定口座(源泉徴収あり)内の所得			
源泉分離課税 【確定申告不可】	一般	・利子:預貯金の利子等、特定公社債以外の公社債の利子等、国外一般公社債等の利子等 ・配当:特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当等(私募に限る)、私募公社債等運用投資信託の収益の分配(上場株式等以外)等	対象	対象外	
非課税	NISA	・非課税(NISA)口座の金融所得	対象外	対象外	

※ 原則源泉徴収されるが、その後に自らの選択で確定申告を行うことが可能

出典:厚生労働省HP「第203回社会保障審議会医療保険部会(ペーパーレス)資料」一部編集 <https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001594827.pdf>

参考:財務省HP「令和8年度税制改正大綱」、厚生労働省HP「医療保険制度改正法が成立しました」他

医療費の自己負担はどうなる？ 高額療養費制度の見直し

高額療養費制度は、医療機関等で支払う医療費（保険診療分）が一定の上限額を超えた場合に、その超えた額が払い戻される制度です（上限額までは自己負担）。この上限額が、2026年8月と2027年8月の2段階で変更される予定で、自己負担が減る場合と増える場合があります。

上限額は標準報酬月額で決定

長期療養者や低所得者に配慮した仕組みとなるため、主に療養期間が短期の場合に自己負担が増加します。一方で、新たに年単位（8月～翌7月）の上限額が設けられるため、これを超えた負担の心配は軽減されます。

上限額は、所得（健康保険の被保険者の場合は標準報酬月額）に応じて設定されます。例えば年収約770万円のラインでは、標準報酬月額が50万円か53万円かによって自己負担の上限額が異なります（下表赤線上下）。医療保険や貯蓄など、万一の備えを考える際には、この上限額も一つの目安となります。

■ 高額療養費の自己負担の上限額：2026年8月～2027年7月

所得区分		月単位の上限（円）		年単位の上限額（円）
年収換算	健康保険の標準報酬月額		多数回該当の場合※1	
約1,160万円～	83万円以上	$270,300 + (\text{医療費} - 901,000) \times 1\%$	140,100	1,680,000
約770万円～約1,160万円	53万円～79万円	$179,100 + (\text{医療費} - 597,000) \times 1\%$	93,000	1,110,000
約370万円～約770万円	28万円～50万円	$85,800 + (\text{医療費} - 286,000) \times 1\%$	44,400	530,000
～約370万円※2	26万円以下※4	61,500		530,000※3
住民税非課税【70歳未満】		36,900	24,600	290,000
住民税非課税【70歳以上】※2		25,700		
住民税非課税（所得が一定以下）【70歳以上】※2		15,700	—	180,000

■ 高額療養費の自己負担の上限額：2027年8月以降

所得区分		月単位の上限額（円）		年単位の上限額（円）
年収換算	健康保険の標準報酬月額		多数回該当の場合※1	
約1,650万円～	127万円～	$342,000 + (\text{医療費} - 1,140,000) \times 1\%$	140,100	1,680,000
約1,410万円～約1,650万円	103万円～121万円	$303,000 + (\text{医療費} - 1,010,000) \times 1\%$		
約1,160万円～約1,410万円	83万円～98万円	$270,300 + (\text{医療費} - 901,000) \times 1\%$		
約1,040万円～約1,160万円	71万円～79万円	$209,400 + (\text{医療費} - 698,000) \times 1\%$	93,000	1,110,000
約950万円～約1,040万円	62万円～68万円	$194,400 + (\text{医療費} - 648,000) \times 1\%$		
約770万円～約950万円	53万円～59万円	$179,100 + (\text{医療費} - 597,000) \times 1\%$		
約650万円～約770万円	44万円～50万円	$110,400 + (\text{医療費} - 368,000) \times 1\%$	44,400	530,000
約510万円～約650万円	36万円～41万円	$98,100 + (\text{医療費} - 327,000) \times 1\%$		
約370万円～約510万円	28万円～34万円	$85,800 + (\text{医療費} - 286,000) \times 1\%$		
約260万円～約370万円※2	20万円～26万円	69,600		
約200万円～約260万円※2	16万円～19万円	65,400		
～約200万円※2	～15万円	61,500	34,500	410,000
住民税非課税【70歳未満】		36,900	24,600	290,000
住民税非課税【70歳以上】※2		25,700		
住民税非課税（所得が一定以下）【70歳以上】※2		15,700	—	180,000

※1 直近12ヶ月で高額療養費の支給を3回以上受けた場合に、4回目以降に適用される金額です。

※2 一定所得以下の70歳以上の方には、上記の他、外来特例による外来（個人ごと）の自己負担限度額が設定されています。

※3 年収換算の所得区分が「～約200万円」に該当することが確認できた方は、年間上限41万円が適用され、2027年8月以降に償還払いされます。

※4 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含みます。

副業・兼業人材、 スポットワーク人材の活用

ここでは、今年4月に発表された2026年版中小企業白書※から、中小企業における副業・兼業人材等の活用状況をみていきます。

副業・兼業は7.0%

上記白書から、副業・兼業人材およびスポットワーク人材の活用状況をまとめると、下表のとおりです。

副業・兼業人材は、全体では現在活用している企業は7.0%でした。現在活用していないが活用したことがある（以下、活用したことがある）を合わせると11.0%となります。

業種別にみると、宿泊業、飲食サービス業が32.9%で最も高くなりました。次いで運輸業、郵便業が15.9%と、10%を超える状況です。最も低いのは建設業で4.7%、次いで卸売業が5.6%という状況です。

スポットワークは6.1%

スポットワーク人材の活用は、全体では現在活用しているが6.1%でした。活用したことがあるを合わせると11.9%で、兼業・副業人材と同程度になります。

業種別にみると宿泊業、飲食サービス業が49.4%で最も高く、運輸業、郵便業が12.6%、小売業が11.0%で続いています。最も低いのは建設業で4.0%でした。

業種による活用状況の違いが明確な副業・兼業人材、スポットワーク人材ですが、自社業務を見直すことなどにより、こうした人材を活用できる企業が増えるかもしれません。

副業・兼業人材、スポットワーク人材の活用状況（%）

	現在活用している		現在活用していないが活用したことはある		活用したことはないが今後活用する意向がある		活用したことはなく今後も活用する意向はない	
	副業・兼業	スポットワーク	副業・兼業	スポットワーク	副業・兼業	スポットワーク	副業・兼業	スポットワーク
全体	7.0	6.1	4.0	5.8	14.5	13.3	74.5	74.8
建設業	4.7	4.0	2.9	4.4	14.0	15.0	78.4	76.6
製造業	6.1	5.2	4.6	6.0	15.1	12.5	74.2	76.2
情報通信業	7.3	6.0	6.5	7.3	15.6	9.1	70.6	77.6
運輸業、郵便業	15.9	12.6	5.4	6.7	12.3	13.2	66.5	67.4
卸売業	5.6	5.2	3.1	5.8	13.9	12.4	77.4	76.7
小売業	9.1	11.0	5.0	6.1	17.8	15.1	68.1	67.8
宿泊業、飲食サービス業	32.9	49.4	11.8	9.4	12.9	8.2	42.4	32.9

中小企業庁「2026年版中小企業白書」より作成

※中小企業庁「2026年版「中小企業白書」全文」

このデータは白書 214～215 ページ掲載の、(株) 帝国データバンク「令和7年度中小企業の経営課題と事業活動に関する調査」の結果です。この調査は全国の中小企業 12,215 社についての分析です。ここでの副業・兼業人材は、他社の正社員が業務後や休日等の空き時間を使って別の仕事を行うことを、スポットワーク人材は、求人関連のアプリやプラットフォームを用いて、短時間・単発の業務に従事する人材を指します。表中では、四捨五入の関係で全体が 100 にならない部分があります。詳細は次の URL のページから確認いただけます。

<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2026/PDF/chusho.html>

企業のリスクファイナンスへの加入状況

7月号では、企業が重視している災害等のリスクでは、地震の割合が最も高いというデータをご紹介しました。ここでは同じ調査結果※から、事業継続のための保険・共済などリスクファイナンスへの企業の加入状況をみていきます。

8割以上が何らかに加入

上記調査結果から、企業の保険・共済などへの加入状況をまとめると、表1のとおりです。

全体では、加入対象が建物＋設備（一式）の損害保険・共済が44.0%で最も高くなりました。次いで、加入対象が建物＋設備（重要設備のみ）の損害保険・共済が19.2%となっています。いずれも未加入は10.1%で、全体の85%程度の企業が、何らかの損害保険・共済に加入していることがわかります。

規模別でも全体と同様、すべての規模において加入対象が建物＋設備（一式）の損害保険・共済が最も高く、加入対象が建物＋設備（重要設備のみ）の損害保険・共済が続いています。いずれも未加入の割合は、その他企業が12.5%と高い状況です。

地震保険は全体で5割未満

地震に対する保険への加入状況をまとめると、表2のとおりです。

【表2】地震に対する保険への加入状況（%）

	全体	大企業	中堅企業	その他企業
加入している	46.2	50.1	45.7	45.3
現在検討中	7.8	7.9	9.5	7.0
加入していない	40.9	37.3	40.4	42.2
無回答	5.1	4.8	4.5	5.5

内閣府防災担当「令和7年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」より作成

全体では加入している企業は46.2%です。規模別では大企業だけが50%を超えました。

企業によって事業内容はもちろん、資産等の保有状況等の違いにより、必要となる保険等が異なります。自社に必要なリスクファイナンスの備えは十分でしょうか。

【表1】保険・共済などへの加入状況（%）

	全体	大企業	中堅企業	その他企業
損害保険・共済（加入対象：建物＋設備（一式））に加入している	44.0	56.7	42.0	41.4
損害保険・共済（加入対象：建物＋設備（重要設備のみ））に加入している	19.2	18.9	20.6	18.5
損害保険・共済（加入対象：建物のみ）に加入している	11.6	8.6	14.8	10.7
損害保険・共済（加入対象：設備のみ）に加入している	6.4	3.0	7.1	7.0
その他	3.5	2.8	3.4	3.8
いずれも未加入	10.1	7.0	7.2	12.5
無回答	5.2	3.0	4.9	6.0

内閣府防災担当「令和7年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」より作成

※内閣府防災担当「令和7年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」

企業規模別（大企業、中堅企業、その他企業）に分類した調査対象 5,052 社に対し、2025 年 11 月～12 月に行われた調査です。有効回答数 1,759 社、回収率は 34.8%です。表中の数字は、四捨五入の関係で全体が 100 にならない部分があります。企業規模の詳細等は次の URL のページから確認いただけます。
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?tclass=000001240034&cycle=0>

熱中症になりやすい季節です。政府等から出ている情報や資料なども参考にしながら、従業員の健康管理を行っていきましょう。

01 個人事業者の税金の納付



8月は、個人事業者の前年所得に係る税金の納付時期です。納税する方は資金繰り等を考慮して、納付もれがないように気をつけましょう。

また、口座振替の手続きをされている方は、必ず振替日を確認し、必要な残高があるように資金繰りの調整をしましょう。

- 例 ・ 個人事業税（第1期分）
- ・ 個人都道府県民税・市町村民税（第2期分）

02 随時改定の反映（4月昇給の場合）



随時改定により、7月から新たに改定された社会保険料を翌月控除する場合、8月給与から控除することになります。

03 賞与の所得税の納付



7月に賞与を支給した事業所においては、今月の源泉徴収所得税の納付の際に、賞与の所得税も納付することを忘れないようにしましょう。

04 産業医の辞任等に関する報告の義務化



2026年8月より、労働者数50人以上の事業所において、産業医の辞任、解任または退任があった場合の報告が義務化されます。

産業医の辞任等があった際は、遅滞なく報告を行うようにしましょう。

05 熱中症対策



引き続き熱中症対策が重要になります。具体的な対策については、厚生労働省等からリーフレットが発行されていますので、これらを参考に対策を行いましょう。

06 夏季休暇にまつわる諸業務



夏季休暇を実施する前の諸業務の再確認をしましょう。

◆配達物の扱い

休暇中の郵便物の配達を休止する場合は、手続きを怠らないようにしましょう。

◆福利厚生の管理

休暇中の従業員の慶弔見舞に関する連絡網を整えて、従業員へ周知しましょう。

◆パソコン等のデータバックアップ

休暇中にパソコン等に不具合が生じる恐れもあります。特に休暇前は必ずデータのバックアップを行うように、従業員へのアナウンスを行いましょう。その際にはデータバックアップ先の容量確保も必要です。アナウンス前には、必ず容量を確保しておきましょう。

事務服や作業服などを配布している企業は、秋の衣替えの時期に備えて在庫を確認し、一斉に渡せるように事前準備が必要です。

8月は、夏季休暇を実施する企業が多いため、休暇スケジュールを確認し、発注や納期ミスなどがないようにしましょう。

日	曜日	六曜	項 目
1	土	赤口	
2	日	先勝	
3	月	友引	
4	火	先負	
5	水	仏滅	
6	木	大安	
7	金	赤口	立秋
8	土	先勝	
9	日	友引	
10	月	先負	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税等特別徴収分の納期限（7月分）
11	火	仏滅	山の日
12	水	大安	
13	木	先勝	
14	金	友引	
15	土	先負	
16	日	仏滅	
17	月	大安	
18	火	赤口	
19	水	先勝	
20	木	友引	
21	金	先負	
22	土	仏滅	
23	日	大安	処暑
24	月	赤口	
25	火	先勝	
26	水	友引	
27	木	先負	
28	金	仏滅	
29	土	大安	
30	日	赤口	防災週間（～9月5日まで）
31	月	先勝	●健康保険・厚生年金保険料の納付期限（7月分） ●個人の県民税・市町村民税の納期限（第2期分）※市町村の条例で定める日まで ●個人の事業税の納期限（第1期分）※各都道府県の条例で定める日まで